〇さくら市市民活動助成金交付要綱

令和４年９月20日告示第237号

　　　さくら市市民活動助成金交付要綱

　（趣旨）

第１条　さくら市まちづくり基金条例（平成17年さくら市条例第83号。以下「条例」という。）第５条第１項に規定する助成金（以下「市民活動助成金」という。）の交付については、条例、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「交付規則」という。）、さくら市市民活動助成審査会規則（平成17年さくら市規則第151号）及びさくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

　（助成対象事業）

第２条　市民活動助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表に掲げる事業概要に該当する事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象事業としない。

　(１)　国、栃木県又は市が実施する他の助成制度の対象となる事業

(２)　事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業

(３)　専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業

(４)　政治活動又は宗教活動に係る事業

(５)　前各号に掲げるもののほか、助成することが適当でないと市長が認める事業

　（助成対象者）

第３条　市民活動助成金の交付を受けることができる市民団体（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市民団体とする。

(１)　市民団体に属する者が３人以上であること。

(２)　市民団体に属する者に市内に住所を有する者が含まれていること。

(３)　会則、規約等を定めていること。

２　前項の規定にかかわらず、助成対象事業を実施し、市民活動助成金の交付を受けたことがあり、かつ、当該交付に係る交付期間（別表に掲げる交付期間をいう。）が満了している市民団体は、当該助成対象事業と同じ部門（同表に掲げる部門をいう。次項において「新部門」という。）に属し、同じ区分に該当する助成対象事業を実施する場合は、助成対象団体としない。

３　第１項の規定にかかわらず、さくら市市民活動助成金交付要綱（平成20年さくら市告示第17号。以下この項において「旧告示」という。）の規定により助成金の交付の対象となる事業を実施し、当該助成金の交付を受けたことがある市民団体は、当該事業が属する部門（旧告示第２条第１項各号に掲げる部門をいう。以下この項において「旧部門」という。）と同じ名称の新部門に属し、一般の区分に該当する助成対象事業を実施する場合は、助成対象団体としない。この場合において、旧部門の安心安全まちづくり部門と新部門の安全・安心まちづくり部門は、同一とする。

　（助成対象経費）

第４条　助成の対象となる経費は、助成対象事業の実施に要する経費とする。ただし、当該市民団体の運営に係る経費は含まない。

　（助成金額）

第５条　市民活動助成金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（事業の実施期間）

第６条　市民活動助成金を交付する事業の実施期間は、令和４年度から令和６年度までとする。

（交付の申請）

第７条　訓令第３条第２項第７号に規定する申請書は、市民活動助成金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）とする。

２　交付規則第４条の規定により、申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(１)　事業計画書（様式第２号）

(２)　事業収支予算書（様式第３号）

(３)　団体概要調書（様式第４号）

(４)　市民団体の会則、規約等

(５)　市民団体の構成員の名簿

(６)　前各号に規定するほか、市長が必要と認める書類

３　交付規則第４条第１項の規定により申請書を提出する助成対象者は、正当な理由により、第９条の規定により市民活動助成金の交付が決定される前に当該助成対象事業を実施する場合は、事前着手届（様式第５号）を申請書に添えることで市長に届け出なければならない。

　（審査会）

第８条　市長は、交付規則第４条第１項の規定により申請書が提出された場合は、条例第５条第２項の規定により、その内容の審査を審査会（同条第１項に規定するさくら市市民活動助成審査会をいう。次項において同じ。）に諮問する。ただし、当該申請書の提出が別表に掲げる簡易の区分に該当する助成対象事業に係るものである場合は、この限りでない。

２　交付規則第４条第１項の規定により申請書を提出した助成対象者は、さくら市市民活動助成審査会規則第３条第５項の規定により審査会の会議への出席を求められた場合は、同会議に出席し、当該助成対象事業について意見又は説明をしなければならない。

（交付の決定）

第９条　交付規則第７条の規定による通知は、市民活動助成金交付決定通知書（様式第６号）及び市民活動助成金交付決定指令書（様式第７号）により行うものとする。

（交付の条件）

第10条　交付規則第６条第１項第１号に規定する軽微な変更は、助成の対象となる経費の２割以内の減額とする。

２　交付規則第７条の規定による通知を受けた助成対象者（次項において「交付決定者」という。）は、交付規則第６条第１項第１号に規定する承認を求める場合は、市民活動助成金変更承認申請書（様式第８号）に変更計画書、変更収支予算書その他市長が必要と認める書類を添え、遅滞なく市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項に規定する申請に係る変更を承認した場合は、市民活動助成金変更承認通知書（様式第９号）及び市民活動助成金変更決定指令書（様式第10号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第11条　訓令第３条第２項第11号に規定する実績報告書は、市民活動助成金実績報告書（様式第11号。次条において「実績報告書」という。）とする。

２　実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(１)　事業実績書（様式第12号）

(２)　事業収支決算書（様式第13号）

　(３)　助成の対象となる経費に係る領収書等の写し

(４)　助成対象事業の実施に係る記録、写真等

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（額の確定の通知）

第12条　交付規則第16条の規定による通知は、市民活動助成金の額の確定通知書（様式第14号）及び市民活動助成金の額の確定指令書（様式第15号）により行うものとする。

（交付請求書）

第13条　訓令第３条第２項第11号に規定する請求書は、市民活動助成金交付請求書（様式第16号）とする。

（その他）

第14条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第２条、第３条、第５条、第８条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 部門名 | 事業概要 | 区分 | 市民活動助成金の額 | 交付期間 |
| いきいきまちづくり部門 | １　市全体のイメージアップを図る事業  ２　地域間の連帯を深め、広く市民の一体感を高める事業  ３　文化、歴史、芸術又はスポーツの振興を図る事業  ４　市内の自然を活用し、市民の一体感を高める事業  ５　市内の産業の活性化を図る事業  ６　１から５までに掲げる事業以外のもので、その効果が市内全域に及ぶと認められるもの | 一般 | １年目：助成対象経費の額  ２年目：助成対象経費の95％以内の額  ３年目：助成対象経費の90％以内の額  ４年目：助成対象経費の85％以内の額  ５年目：助成対象経費の80％以内の額  ※　いずれの年も30万円以内の額 | 原則５年間 |
| 簡易 | 助成対象経費の額で５万円以内の額 | 原則10年間 |
| 安全・安心まちづくり部門 | １　安全・安心の観点によるまちづくりを図る事業  ２　地域の安全点検の実施又は防犯体制の整備を図る事業  ３　児童及び生徒の登下校の見守りを図る事業  ４　災害等に対応する自主防災組織の整備を図る事業  ５　防災マップの作成を図る事業 | 一般 | １年目：助成対象経費の額  ２年目：助成対象経費の95％以内の額  ３年目：助成対象経費の90％以内の額  ４年目：助成対象経費の85％以内の額  ５年目：助成対象経費の80％以内の額  ※　いずれの年も30万円以内の額 | 原則５年間 |
| 簡易 | 助成対象経費の額で５万円以内 | 原則10年間 |
| ecoまちづくり部門 | １　自然環境の保全を図る事業  ２　野生の動植物の保護を図る事業  ３　外来種の対策を図る事業  ４　リサイクル及びその啓発を図る事業 | 一般 | １年目：助成対象経費の額  ２年目：助成対象経費の95％以内の額  ３年目：助成対象経費の90％以内の額  ４年目：助成対象経費の85％以内の額  ５年目：助成対象経費の80％以内の額  ※　いずれの年も30万円以内の額 | 原則５年間 |
| 簡易 | 助成対象経費の額で５万円以内の額 | 原則10年間 |
| 地域コミュニティ部門 | １　地域福祉の活性化を図る事業  ２　地域住民のコミュニケーションの活性化を図る事業  ３　地域の伝統行事の継承を図る事業  ４　１から３までに掲げる事業以外のもので、実施することで地域が活性化すると認められるもの | 一般 | １年目：助成対象経費の額  ２年目：助成対象経費の95％以内の額  ３年目：助成対象経費の90％以内の額  ４年目：助成対象経費の85％以内の額  ５年目：助成対象経費の80％以内の額  ※　いずれの年も30万円以内の額 | 原則５年間 |
| 簡易 | 助成対象経費の額で５万円以内の額 | 原則10年間 |
| まちづくりアイデア実現部門 | 市長が定めるテーマに基づく事業 | 一般 | 助成対象経費の額で50万円以内の額 | 原則２年間 |

備考　市民活動助成金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

様式第１号（第７条関係）

年　月　日

さくら市長　　　　　　　　　　様

申請団体　　所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　印

　　　　　　年度市民活動助成金交付申請書

年度において市民活動助成金の交付を受けたいので、さくら市補助金等交付規則第４条及びさくら市市民活動助成金交付要綱第７条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

１　関係書類

(１)　事業計画書

(２)　事業収支予算書

(３)　団体概要調書

(４)　市民団体の会則、規約等

(５)　市民団体の構成員の名簿

様式第２号（第７条関係）

（その１）

事業計画書

|  |
| --- |
| １　事業の名称 |
| ２　事業が属する部門の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部門 |
| ３　事業の区分　　　　　　　　　　　　一般　　　・　　　簡易 |
| ４　事業の目的 |
| ５　事業の内容等  【具体的な事業内容】  【実施期間】  【実施場所】  【実施体制】 |

（その２）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ６　事業のスケジュール | | | | |
|  | 日程 | 事業内容 | 実施場所 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | | | | |
| ７　事業を行うことで期待できる具体的な効果や成果 | | | | |
| ８　その他 | | | | |

様式第３号（第７条関係）

事業収支予算書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 説明（内訳等） |
| 会費 | 円 |  |
| 事業収入 | 円 |  |
| 市民活動助成金 | 円 |  |
| 寄附金その他の収入 | 円 |  |
| 合計 | 円 |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 説明（内訳等） |
| 報償費 | 円 |  |
| 旅費 | 円 |  |
| 需要費 | 円 |  |
| 役務費 | 円 |  |
| 委託料 | 円 |  |
| 使用料及び賃借料 | 円 |  |
| 原材料費 | 円 |  |
| 備品取得費 | 円 |  |
| その他の経費 | 円 |  |
| 合計 | 円 |  |

様式第４号（第７条関係）

団体概要調書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体名 |  | | | |
| 事務所所在地  （連絡先） | 〒 | | | |
| ℡ | | | |
| Mail | | | |
| 代表者氏名 |  | | | |
| 代表者住所  （連絡先） | 〒 | | | |
| ℡ | | | |
| Mail | | | |
| 団体設立年月日 | 年　月　日設立 | | | |
| 構成員の人数 | 人 | | | |
| 主な活動分野 |  | | | |
| 主な活動地域 |  | | | |
| 主な活動実績 |  | | | |
| 市その他の団体からの助成、業務の委託等の実績又は見込み | 年度 | 助成、委託等を行う団体名 | 委託業務、助成金等の名称 | 金額 |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | 円 |
| その他 |  | | | |

様式第５号（第７条関係）

年　月　日

さくら市長　　　　　　　　　　様

届出団体　　所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　印

　　　事前着手届

　　　　年　月　日付けで市民活動助成金の交付に係る申請を行っている次の事業について、市民活動助成金の交付が決定される前に着手しますので、さくら市市民活動助成金交付要綱第７条第３項の規定により届け出ます。

なお、同事業の実施に対し、市民活動助成金の交付が決定されない場合があることを了承します。

１　事前に着手する事業の名称

２　事業が属する部門の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　部門

３　事業の区分　　　　　　　　　　　一般　　　・　　　簡易

４　事業の概要

５　事前に着手する理由

６　着手予定日及び完了予定日　　　　年　月　日～　　　年　月　日

様式第６号（第９条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　様

さくら市長　　　　　　　　　　印

年度市民活動助成金交付決定通知書

年　月　日付けで行われた市民活動助成金の交付に係る申請について、さくら市補助金等交付規則第５条第１項の規定により、交付を決定したので、同規則第７条及びさくら市市民活動助成金交付要綱第９条の規定により、別添の市民活動助成金交付決定指令書のとおり通知します。

様式第７号（第９条関係）

さくら市指令　　第　号

年　月　日付けで交付が申請された市民活動助成金について、さくら市補助金等交付規則第５条の規定により、金　　　　　円を交付する。

　　　年　月　日

さくら市長　　　　　　　　　　印

様式第８号（第10条関係）

年　月　日

さくら市長　　　　　　　　　　様

申請団体　　所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　印

年度市民活動助成金変更承認申請書

年　月　日付け　　第　号で市民活動助成金の交付決定の通知があった事業について、次に掲げるとおり、内容等を変更したいので、さくら市市民活動助成金交付要綱第10条第２項の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　変更する内容等

様式第９号（第10条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　様

さくら市長　　　　　　　　　　印

年度市民活動助成金変更承認通知書

年　月　日付けで行われた市民活動助成金の変更承認の申請について、承認したので、さくら市市民活動助成金交付要綱第10条第３項の規定により、別添の市民活動助成金変更決定指令書のとおり通知します。

様式第10号（第10条関係）

さくら市指令　第　号

年　月　日付けで変更承認が申請された市民活動助成金について、さくら市補助金等交付規則第６条第１項の規定により、金　　　　　円を交付する。

　　　年　月　日

さくら市長　　　　　　　　　　印

１　変更前の市民活動助成金は、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前の交付決定  年　月　日付け　　第　号 | 変更前の額 |
| 円 |

様式第11号（第11条関係）

年　月　日

さくら市長　　　　　　　　　　様

報告団体　　所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　印

年度市民活動助成金実績報告書

年　月　日付け　　第　号で市民活動助成金の交付決定の通知があった次に掲げる事業について、さくら市補助金等交付規則第13条及びさくら市市民活動助成金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

１　事業の名称

２　事業が属する部門の名称　　　　　　　　　　　　　　部門

３　事業の区分　　　　　　　　　　　一般　　・　　簡易

４　事業の完了年月日　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

５　市民活動助成金の交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

６　関係書類

(１)　事業実績書

(２)　事業収支決算書

　(３)　助成の対象となる経費に係る領収書等の写し

(４)　助成対象事業の実施に係る記録、写真等

様式第12号（第11条関係）

（その１）

事業実績書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　事業の名称 | | | | | |
| ２　事業の内容等  【事業内容、実施期間、実施場所、実施体制等を詳細に記入してください】 | | | | | |
|  | 実施日 | 実施内容 | 実施場所 | 参加人数 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  | 人 |  |
|  |  |  |  |  |  |

（その２）

|  |
| --- |
| ３　具体的な効果、成果等 |
| ４　今後の展開 |
| ５　その他 |

様式第13号（第11条関係）

事業収支決算書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 決算額 | 説明（内訳等） |
| 会費 | 円 | 円 |  |
| 事業収入 | 円 | 円 |  |
| 市民活動助成金 | 円 | 円 |  |
| 寄附金その他の収入 | 円 | 円 |  |
| 合計 | 円 | 円 |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 決算額 | 説明（内訳等） |
| 報償費 | 円 | 円 |  |
| 旅費 | 円 | 円 |  |
| 需要費 | 円 | 円 |  |
| 役務費 | 円 | 円 |  |
| 委託料 | 円 | 円 |  |
| 使用料及び賃借料 | 円 | 円 |  |
| 原材料費 | 円 | 円 |  |
| 備品取得費 | 円 | 円 |  |
| その他の経費 | 円 | 円 |  |
| 合計 | 円 | 円 |  |

　備考　収入の部合計（　　　　　円）－支出の部合計（　　　　　円）

　　　＝差引残金　　　　　円

様式第14号（第12条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　様

さくら市長　　　　　　　　　　印

年度市民活動助成金の額の確定通知書

年　月　日付けで実績が報告された事業について、さくら市補助金等交付規則第16条の規定により、市民活動助成金の額を別添の市民活動助成金の額の確定指令書のとおり確定したので、さくら市市民活動助成金交付要綱第12条の規定により通知します。

様式第15号（第12条関係）

さくら市指令　　第　号

　　　　年　月　日付けで実績が報告された市民活動助成金について、　　　年　月

　日付け　　第　号で交付を決定した額をさくら市補助金等交付規則第16条の規定により、金　　　　　円に確定する。

　　　年　月　日

さくら市長　　　　　　　　　　印

様式第16号（第13条関係）

年度市民活動助成金交付請求書

金　　　　　円

　　　　年　月　日付け　　第　号で額の確定の通知があった市民活動助成金を交付されるよう、さくら市補助金等交付規則第18条及びさくら市市民活動助成金交付要綱第13条の規定により請求します。

年　月　日

さくら市長　　　　　　　　　　様

請求団体　　所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　印

市民活動助成金振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 預金種別 | １　当座　　　　　２　普通 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |